

三、羽州庄内における

近世後期の農村の荒廃と復興

大月市立短期大学 本 間 勝 喜

近世後期の農村では商品生産の展開と同時に、荒廃現象が著しく、かつそれは先進地の畿内なども含んだ一般的現象であったことはすでに指摘されていることである。とりわけ、支配の中心江戸をとりまく関東及び東北の農村荒廃は著しく、従って、幕府の寛政・天保の両改革をはじめとして、農村復興を重要課題として取り組むことになったのである。

それ故、封建的土地所有制が解体期に至り、その段階に出現した農村荒廃は封建的危機を集中的に顕現しているといえる。

ここでは羽州庄内の農村の荒廃と、庄内藩の主導による復興策について述べたいと考える。

農村の荒廃はまず、農民経営の急激な悪化により、多量の潰百姓の発生などによる農民数の急減、それに伴う不耕作地の恒常的存在として現われる。そして農民数の急減は農村の日常的な運営を困難にし、共同体としての機能低下という事態に至る。

更に、村請制の下にあつては、恒常的に多量の未納米等が存在することは、次第に村自体の高利貸資本への金融的従属化に陥る危険性を存在した。

そして、このような荒廃が存在している農村の内部では、旧来の特権的農民の没落化が進行し、それと共に共同体規制の弛緩が生じた。その結果、農村内部の階層的変動を反映して、「押し休み」などを要求する若勢達の騒ぎや、特権的村役人層の不正を糾弾する村方騒動など、農村に大きな動揺を引起了た。

さて、農村荒廃の主な原因としては、封建領主層の搾取の強化による年貢負担の増大と、特産物生産に見られるような商品生産の進展が、農村内部に貨幣を浸透させ、結果として、高利貸的収奪を受けることになり、農民経営をめぐる状況が悪化したことが考えられる。

このような状態にある農民経営に追い打ちをかけたのが、天候不順による度重なる凶作であった。

農民経営の悪化に関して、ここで特に二点にふれておきたい。

第一に、庄内では原則として定免制が施行されており、従って「宝五の飢饉」の時のように、凶作時にも定免が強行されたと考えられ、その結果多量の未納米を発生させ、その元利返済が結局、村請制の下では、「与内米」などの形をとって、農民全体に負担が転嫁されたことである。また、定免制のため本年貢は固定されたため、搾取の強化は夫米などの雑税や村遣金などの増徴という形をとって行われたことである。このことは下級役人や村役人の腐敗を伴い易く、村方騒動の誘因となった。

第二に、定免制の施行は、農民の階層分化を一層促進し、その結果質地地主を広汎に生み出したことである。庄内では質地地主制は元禄・享保期より一般的展開をみたと考えられ、そして、一八世紀中頃には田方百疋（「一反歩」）に付き米三俵という高率小作料が一般的に成立したのである。それ故、大部分の農民は重い年貢と共に高率の小作料という二重の負担に苦しむことになったことである。

最後に、農村復興策を簡単に列挙しよう。庄内藩が農村の農村の荒廃に本格的に取組むのは寛政改革が始まる。その内容は、

第一に、「主付」策によって、村上地となっている田畑を、手廻米を与えて、農民に再配分したことである。

第二に、「地盤立」策によって農村共同体自体の維持安定を図ったことである。多くの場合、藩からの借入金より、入作地主より有利な田地

を戻して、村有田地を設定したことがある。

第三に、村役人発起による村無尽を催したり、また村有田地の作徳米などにより、独自の金融的手段を講じて、一部豪商農による高利貸的収奪に対抗緩和しようとしたことである。

第四に、村規約などの制定とその成文化が行われ、それによって、新しい農村秩序を構築しようとしたことである。

第五に、新しいイデオロギーの普及によって、農村の精神的動揺を抑えようとしていることである。

以上の施策を通じて、庄内においては、農村の一層の荒廃化を阻止し、一応の農村の安定を確保しえたと言えよう。